３　公営物資（候補者に交付される表示物・証明書類等）について

立候補の届出が受理された候補者には、下記のとおり証明書等や標旗、腕章、表示板等が交付されます。

① 候補者用通常葉書使用証明書　　１枚
② 選挙運動用通常葉書差出票　　（　）枚
③ 新聞広告掲載証明書　　２枚
④ 選挙運動用自動車（船舶）表示板　　１枚
⑤ 選挙運動用拡声機表示板　　１枚
⑥ 街頭演説用標旗　　１本
⑦ 運動員用腕章（街頭演説用）　　１１枚
⑧ 乗車船章（腕章）（兼街頭演説用）　　４枚
⑨ 選挙運動用ビラ証紙　　（　）枚

〈交付した公営物資の使用方法〉

１　①候補者用通常葉書使用証明書　及び　**②選挙運動用通常葉書差出票**

各選挙の候補者１人についてそれぞれ使用できる選挙運動用通常葉書の枚数は、下記のとおりです。

	通常葉書	選挙運動用ビラ
指定都市以外の市の長の選挙	8,000 枚	16,000 枚
指定都市以外の市の議会議員の選挙	2,000 枚	4,000 枚

（１）候補者は、選挙運動の期間内に限り、日本郵便株式会社（以下会社という。）熊谷郵便局から、選挙運動に使用するため選挙運動用通常葉書（会社発行葉書）の交付を無料で受けることができます。

この場合には、候補者用通常葉書使用証明書を提示し、受領書を提出しなければなりません。

（２）候補者は、（１）の通常葉書の交付を受けないで、手持ちの通常葉書を使用することができます。この場合には、熊谷郵便局で候補者用通常葉書使用証明書を提示し、手持ちの通常葉書に選挙用の表示を受けなければなりません。

（３）（１）又は（２）の通常葉書を差し出すときは、選挙運動用通常葉書差出票（１枚につき、市の選挙にあっては 200 通差し出すことができます。）を添えて、郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所若しくは郵便局の窓口に提出しなければなりません。

なお、この通常葉書を郵便ポストに投函したときは、還付又は保管され、配達されませんので注意してください。

（４）選挙運動用通常葉書が選挙の当日（投票日）選挙人に配達される場合は、法第 129 条（選挙運動の期間）に違反することになりますので、余裕をもって支店の窓口に差し出すようにしてください。

（５）交付又は表示を受けた選挙運動用通常葉書で、印刷を誤り、書き損じ又はき損したもの（書損葉書）については、その枚数に限り、別の手持ちの通常葉書を使用することができます。この場合に

は、熊谷郵便局で候補者用通常葉書使用証明書を提示し、書損葉書と引き換えに別の手持ちの通常葉書に選挙用の表示を受けなければなりません。

（6）交付を受けた選挙運動用通常葉書は、他人に譲渡することはできません。また、立候補の届出の却下され、又は立候補を辞退したときは、直ちにその全部を返還しなければなりません。ただし、選挙運動に使用したためその全部を返還できないときは、それを証する明細書を添えて、残部を返還しなければなりません。

2　③新聞広告掲載証明書

候補者は、選挙運動の期間中**2回**新聞広告ができます。(ただし、費用は候補者の負担となります。)

広告を掲載しようとする場合は、「新聞広告掲載証明書」を新聞社等に提出して申し込みます。2回の広告は、2つの新聞に1回ずつ広告しても1つの新聞に2回広告しても差し支えありません。

なお、掲載する新聞は任意であり、寸法は横9.6センチメートル、縦2段組以内で記事下に限られ、色刷りは認められません。

また、広告に掲載する候補者の氏名は、通称の認定を受けた場合には、その通称を使用することになります。

3　④選挙運動用自動車（船舶）表示板

選挙運動用自動車（船舶）は、候補者1人につき**1台（隻）**使用することができますが、この自動車（船舶）の前面（操舵室の前面）等外部から見やすい箇所に選挙運動用自動車（船舶）表示板をその使用中、常時掲示しなければなりません。

4　⑤選挙運動用拡声機表示板

選挙運動用拡声機（携帯用のものを含む。以下同じ。）は、候補者1人につき**1そろい**使用することができますが、拡声機のマイクロフォンの下部又はこれに準ずる箇所に選挙運動用拡声機表示板をその使用中、常時掲示しなければなりません。

なお、選挙運動用拡声機は、個人演説会（演説を含む。）の開催中、別に1そろい使用することができます（この場合は、表示板を掲示する必要はありません)。

5　⑥街頭演説用標旗

街頭演説をする場合には、その開催中、街頭演説用標旗を掲げなければなりません。

6　⑦運動員用腕章（街頭演説用）

街頭演説においては、選挙運動に従事する者（運転手（1人に限る。）及び船員を除き、運転手の助手その他労務を提供する者を含む。）は、この運動員用腕章（街頭演説用）か次の**乗車船章**のいずれかを着けていなければなりません。

7　⑧乗車船章（腕章）（兼街頭演説用）

選挙運動用自動車（船舶）に乗車（乗船）（停車（船）中も含む）する者（候補者及び運転手（1人に限る）及び船員を除く。）は、この腕章を着けていなければなりません。

なお、**④選挙運動用自動車（船舶）表示板、⑤選挙運動用拡声機表示板、⑥街頭演説用標旗、⑦運動員用腕章（街頭演説用）、⑧乗車船章（腕章）（兼街頭演説用）**については、選挙期日後、速やかに返還してください。

8　⑨選挙運動用ビラ証紙

候補者は、選挙運動用のビラ（枚数：市長選挙 16,000 枚、市議会議員選挙 4,000 枚、種類：2 種類以内、29.7 センチ×21 センチ（A4 版）以内）を新聞折り込み、選挙事務所内、個人演説会の会場内及び街頭演説の場所に限り頒布することができます。

このビラの使用にあたっては、次のことに注意してください。

（1）あらかじめ、ビラの見本を選挙管理委員会に届け出てください。

（2）このビラには、表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所（印刷者が法人の場合はその名称及び所在地）を記載しなければなりません。

（3）頒布にあたっては、ビラの表面に選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければなりません。